

# 「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式 仕様書（令和2年度）

## 1. 件名

「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式

## 2. 背景

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっており、感染者数や重症者数等に関する報道も背景に、国民の不安が日に日に高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の治療は未だ対症療法が中心であるため、感染者数の急増に伴い、病床・マンパワーの両面から医療提供体制の逼迫度も強まっている。このため、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチンの開発への期待は高い。

政府においては、海外ワクチンが実用化された際に、日本国内で早期に共有できるように海外の企業等との協議を進め、現時点で、三社との正式契約を締結するに至っている。さらに、昨年12月には、このうち一社のワクチンに関し、製造販売承認の申請が提出されたところであり、早期の実用化が実現する可能性が高まっている。

政府としては、2月下旬から、まずは医療従事者への接種に着手し、その後、高齢者や高齢者以外の基礎疾患を有する者などへの接種を行い、それに続いて、一般住民への接種に移行していくという計画の下で、自治体への説明会を開催するなど、接種体制の確保に向けた準備を急ピッチで進めている。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの一般国民への接種が円滑に進むためには、ワクチンに対する国民の正しい理解と信頼が重要となる。しかし、日本の「ワクチン」に関する一般的なイメージについては、ワクチンそのものに対してネガティブな印象や接種に対して漠然とした不安を持っている国民が、他国に比べて多い傾向にある。

また、スマートフォンのコモディティ化により、インターネットやSNS上に掲載されている非医学的な情報であっても、情報が急速に拡散していく場合がある。このため、インターネットやSNS上において、新型コロナワクチンについての正確な情報を発信し、国民から正しい理解を得るための啓発活動が急務となっている。さらに、新型コロナワクチン接種が始まり、副反応等の事案が発生した場合、科学的な視点が考慮されずに報道が過度に加熱することも予想される。その結果、SNS上での不正確な情報の拡散と相まって、ワクチン忌避の風潮が高まる懸念がある。このため、マスメディアでの報道やSNSにおいて不正確な情報が発信された場合に迅速に対応できる体制を確保するとともに、マスメディアとのコミュニケーション力を高めることが必要である。

これらの観点を踏まえ、新型コロナワクチン接種を一人でも多くの国民が安心して受けられるようにし、さらには、新型コロナウイルス感染症の克服を目指すため、「ワクチン広報プロジェクト」として、適切な情報発信とリスクコミュニケーションを両輪で展開していくものである。

### 3. 事業の目的

2月下旬から接種が予定されている新型コロナウイルスワクチンについて、迅速・丁寧な情報発信を行い、正しい情報に基づいて、国民に安心してワクチン接種をしてもらうための世論形成を行い、定量的な国内の新型コロナワクチン接種数の増加を目指す。

### 4. 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 5. 事業内容

#### (1) プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援

本事業におけるプロジェクトの円滑な進行を行うための体制・人員の準備および戦略的な広報観点から支援を行う。

実施体制に関しては、プロジェクト全体を一気通貫で管理できる体制および厚生労働省内への常駐も含めた体制の整備を行う。人員に関しては、下記の人員以上の準備を行い、特に厚生労働省への常駐は1名以上とすること。

#### ■ 体制・人員

- ・プロジェクトマネージャー（全体統括）
- ・広報マネージャー（広報実務責任者 ※厚生労働省に常駐）
- ・広報スタッフ（全般サポート）
- ・広報スタッフ（全般サポート）
- ・SNS運用担当
- ・特設サイト管理者（ディレクター）※エンジニアやデザイナーと適宜連携すること

厚生労働省に常駐する広報マネージャーの勤務時間は、平日 9:30～18:15（土日祝日除く）とするが、状況により残業や休日対応を行う場合もある。常駐する者が何らかの理由により夜間・休日対応できない場合は、業務に支障が無いよう、ほかの広報スタッフが代わりに対応する等のサポートを行うこと。ただし、いずれの場合も、労働関連法規を遵守するとともに、必要に応じ厚生労働省に協議の上、業務を行うこと。

広報戦略支援に関しては、事業目的の達成に向けた効果的・効率的なアプローチを行うための調査等の準備と提案および厚生労働省が行う発信内容に対する助言と改善を随時行うこと。

また、情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、ワクチンの知見を有する外部有識者（医療系インフルエンサー）を選定し、厚生労働省と協議の上アドバイザー契約を結び連携すること。

戦略立案するにあたっては、予防接種を行う国民の優先順位や属性（年齢、基礎疾患保有者、妊婦等）を踏まえたうえで検討すること。

情報発信については、厚生労働省等が保有・運営している各種広報ツール（ウェブサイト、Twitter、Facebook、YouTube、LINE等）の活用や、プレスリリースの作成・配信（プレスリリース配信サービスを含む）、厚生労働省が定期的開催している記者クラブ向けの勉強会および記者会見等の支援を通じて行うこと。

## （２）新型コロナウイルスのワクチンに関する特設サイトの制作・運用支援

本事業は、新型コロナウイルスワクチンに関する特設サイトを新たに制作し、その運用の支援を行う。特設サイトのコンテンツについては、厚生労働省が提供するものに加え、足りないものについて検討・提示を行い、アドバイザー契約を結んだ外部有識者のアドバイスも参考にして原案作成し、厚生労働省の指示に従い随時更新する。

ただし、受託者側の責によらない不測の事態により、特設サイトの新規開設以外の形態を採らざるを得ない場合には、厚生労働省と協議し、その指示に従うこと。

### （ア）課題

厚生労働省が管轄する新型コロナウイルスのワクチンの情報提供サイトとして、現在、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)が設けられている。しかしながら、今後ワクチン接種に向けた情報発信を行っていくにあたり、既存の同ページ内では「分かりやすさ」「見やすさ」「伝わりやすさ」の観点から改善を行うには、CMS上の運用に限界がある。

また、首相官邸が管轄する新型コロナウイルスのワクチン情報提供サイト <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>が立ち上げられたが、現時点では最適な連携が十分にできていない。

### （イ）目的

全ての情報が特設サイトに集約し、国民の誰もが本ウェブサイトを見れば新型コロナウイルスに関する情報が理解できるようなページの作成とコンテンツの整備および運用体制の構築を目的とする。

### （ウ）想定サイトマップ（新たに特設サイトを開設する場合）

#### 1. トップページ

（政府の基本方針（田村厚生労働大臣のメッセージ）、新着情報、政府が契約を結んだコロナワクチンについて、予防接種の流れ、国内外の接種者数、開発状況等）

#### 2. 予防接種の流れ（動画）

#### 3. 通知、お知らせ

#### 4. Q&A

#### 5. 問い合わせ先（コロナワクチン専用コールセンター）

#### 6. チャットボット

(エ) 納品成果物

- ・全体計画書
- ・デザインラフ
- ・ワイヤーフレーム
- ・ロゴ、画像
- ・運用マニュアル
- ・静的ページ
- ・CMS
- ・チャットボットツール
- ・分析ツール

(オ) コンセプト

新型コロナワクチンについて「分かりやすさ」「見やすさ」「伝わりやすさ」を最重視したサイトとする。

(カ) 想定規模

想定ページ制作数：全5～10ページ

想定ページ更新数：週5～10回（日：1～2回）※土日含む

イラストやロゴなどの制作点数：10～20点

(キ) 想定スケジュール

仕様ヒアリング：2月中・下旬

要件定義：2月下旬

制作：3月中

リリース：3月下旬（※少なくとも最重要コンテンツを掲載したもの）

運用：3月下旬以降（※コンテンツの追加も想定）

(ク) 運用・保守

特設サイトを新たに開設する場合、そのドメインは、mhlw.go.jpのサブドメインとし、CMSを活用した新着情報の掲載および特設サイトの軽微なデザインの修正が行える形であり、また、特設サイトのサーバは、受注者において専用のサーバを用意し、セキュリティレベルが高く、機器・回線等は信頼性と堅牢性があるものとする。また、設置場所は、厚生労働省以外の日本国内とし、セキュリティレベルが高く自家発電装置を備えた場所であること。

また特設サイトのリリース時期については早期リリースを目指し、コンテンツの中身は静的ページの簡易な形で一旦リリースを行った上で、追って改修・改善を行っていくことも念頭に入れた上で公開スケジュールの設定を行うこと。

#### (ケ) デバイス

PC、タブレット、スマートフォン、フィーチャーフォン等の端末において、適切なサイズで表示可能なものとする。

#### (コ) ツール

PV数などの定量的データの取得やヒートマップ等のサイト分析を行えるツール、トップページからチャットボットによるQ&Aでの返答が行えるツールを導入すること。

### (3) 厚生労働省SNSの運用支援

コロナワクチンに関するさまざまな情報がメディアから発信されている現状を踏まえ、科学に基づく正しい情報を、分かりやすい内容と適切なタイミングでSNS（Twitter、Facebook、LINE等）を通じて継続的に発信する。

具体的には、国民に伝えるべき情報の選定・提示を随時行い、契約している外部有識者と適宜連携したうえで原稿作成をする。そして、厚生労働省内でのファクトチェックが完了後、速やかにSNSで情報発信を行い、併せて、新型コロナウイルス特設サイトの運用者および関係各所に情報提供をする。

なお、実施する際は、必要に応じてSNSに添付するまたは特設サイトに掲載するためのデジタル広報資材（静止画、動画、チラシ）の作成も行うこと。

#### (ア) 発信件数（想定）※発信回数は日によって変動する可能性あり

この活動に関する発信件数は下記とする。

- ・厚生労働省 Twitter への投稿：1日2回以上
- ・厚生労働省 Facebook への投稿：1日1回以上

#### (イ) デジタル広報資材の作成点数（想定）※作成点数は増減する可能性あり

この活動に関する静止画と動画の作成件数は下記とする。

- ・静止画の作成（パワーポイントで作成したもの含む）：1か月に60点程度
- ・動画の作成：年間で5～10点程度
- ・イラスト等を用いた分かりやすいチラシやリーフレット：年間で3～5点程度

### (4) マスメディアを通じた効果的な広報の実施

テレビ、新聞、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアに対して、コロナワクチンに関する正しい情報を発信してもらうための広報支援を行う。なお、実施するにあたっては、厚生労働省等と密なコミュニケーションを取りながら戦略的に進めること。

#### (ア) プレスリリースの作成・発信支援

厚生労働省プレスリリースの作成・配信を行う。その際は、プレスリリースの自動転載サービスも活用してインターネットメディアへの確実な露出もセットで行う。

この活動に関するリリース作成・メディア露出件数は下記とする。

- ・プレスリリース作成数：1か月に4本程度 ※月により変動する可能性あり
- ・インターネットメディアへの掲載件数：1配信あたり20媒体以上

(イ) 記者勉強会、記者会見、主要取材シーンにおける関係資料の作成と現場支援

厚生労働省が定期的実施する記者勉強会や記者会見、主要取材シーン（国内で初めて行うワクチン接種や著名人の予防接種等）におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを行う。

(5) 非科学的な情報等に対する対処

新型コロナワクチンに関する情報が色々なメディアから発信されているが、その中には国民の不安を過度に煽るような内容や非科学的な情報も見られ、国内世論に悪影響を及ぼしている。そのため、明らかに非科学的な内容に対しては、厚生労働省広報室等の指示に従い適切に対処する。

また、SNS上で拡散されている誤情報に対しては、科学的な知見に基づいた情報を分かりやすい内容に編集し、厚生労働省の指示のもと、特設サイトへの掲載およびSNS発信を行うこと。

(ア) マスメディアへの対処

政府が提供する主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌、ネットメディア）の露出内容の分析を行い、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に報告する。

そして、メディアへの申し入れ（書面または面談）や、正しい情報の特設サイトへの掲載およびSNSで発信する等の必要が生じた場合は、面会先のアポイント設定やメディアに提出する資料の作成、特設サイト・SNS原稿作成等を外部有識者と連携して行う。

(イ) SNS上で広く拡散されている誤情報等の対処

政府が行うTwitterをはじめとするSNSのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告する。

そして、正しい情報を発信する必要がある内容と厚生労働省等が判断したものについては、その原案を外部有識者と連携して作成し、厚生労働省の科学的な知見に基づくファクトチェックを経た上で、特設サイト掲載および厚生労働省SNSに投稿する。

(6) メディアトレーニングと危機対応の準備

厚生労働省のスポークスパーソンに対して、メディアの特徴およびメディア対応のポイント等の基本情報についてレクチャーを行い、模擬取材対応のトレーニングを実施する。

併せて、ワクチンの副反応問題等の可能性に備え、問題発生時に迅速な広報対応ができるよう簡易マニュアルの作成を行う。

6. 全体スケジュール

(1) プロジェクト全体

- ・プロジェクト全体の詳細な仕様のヒアリングおよびキックオフ：2月中・下旬
- ・特設サイトの制作：3月中
- ・ワクチン全体の継続的な情報発信：3月下旬以降
  - ※接種状況を踏まえ、適宜メッセージを調整すること
  - ※医療従事者向け先行接種は2月下旬を予定しています

## (2) 個別事業

### (ア) 特設サイトの制作と運営支援

- ・特設サイトのオープン：3月下旬（※少なくとも最重要コンテンツを掲載したもの）
- ・特設サイトの運営：3月下旬以降

### (イ) SNSの運営支援（誤情報対応含む）：2月下旬から3月まで

### (ウ) マスメディアを通じた広報支援（誤報対応含む）：2月下旬から3月まで

### (エ) メディアトレーニング

- ・メディアトレーニング（①平常時の対応）：3月中・下旬

## 7. 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、厚生労働省へ届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力や経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、機動的かつ効果的な対応ができるような人員配置を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速かつ確に実施すること。
- (4) 受託者は、仕様書に示した内容以外にプロジェクト運営の向上の為の提案、機能追加、修正の必要がある時は速やかに厚生労働省の担当者に連絡を行い、協議の上で決定を行うこと。
- (5) 本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利等を侵害することのないように十分注意すること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者負担とする。
- (6) 受託者は、情報漏えい及び不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省へ連絡し、その問題の内容について報告するとともに、指示に従うこと。

- (7) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は負担しない。また契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置をとることがあり得る。

## 8. 再委託

### (1) 再委託の取扱い

(ア) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。

(イ) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

(ウ) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

### (2) 再委託の承認に係る手続等

(ア) 委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額（以下「再委託に関する内容」という。）について記載した「再委託に係る承認申請書」を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約金額が50万円未満の再委託（以下「軽微な再委託」という。）については、上記事項の審査を省略することができる。

(イ) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、契約相手方に「再委託に係る変更承認申請書」を提出させ、審査の上、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

なお、軽微な再委託の場合は、省略することができる。

### (3) 履行体制の把握及び報告徴収

(ア) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出させ、履行体制の把握に努めるものとする。

(イ) 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に



対し、報告を求めるものとする。

#### 9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、厚生労働省が保有するものとする。なお、成果物に著作権等の設定が必要な場合は、契約者が設定手続きを代理するものとする。
- (2) 成果物に含まれる契約者または第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、成果物の提出前にその権利者の承諾を得ることとし、契約者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 本事業の成果物は委託期間終了後も公共財産としてするため、数年後に著作権料等の発生や使用の制限が見込まれる著作権等の使用は行わないこと。

#### 10. 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、または本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本業務遂行中に作成された中間成果物及び最終成果物は、本業務終了後、速やかに消去、破壊等の処理を行うこと。
- (3) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、前記「3. 契約期間」の終了後においても、この項目について同様とする。

#### 11. 照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室  
担当：田中 義嗣  
電話：03-3595-3287